質　疑　回　答　書　（　そ　の　３　）

令和８年(2026年)11月6日

入札参加者　様

（工事番号）令和８年度 第２号
（工事名称）滋賀県防災行政無線更新工事

滋賀県知事公室防災危機管理局
管理係
TEL 077-528-3436
FAX 077-528-6037

先日質疑いただきました事項について下記のとおり回答します。

番号	質問箇所	質疑事項	回答
１２	特記仕様書　26P 3.1 衛星通信設備3.1.1 2.4mφ アンテナ装置（融雪装置付き）(2) 構成・構造ウ 分波給電部	BUC及びLNBとの記載ですが、地球局ではSSPB及びLNBでの構成となりますので誤記と思われます。	ご指摘のとおりです。
１３	特記仕様書　28P 3.1 衛星通信設備 3.1.2 電力増幅部（SSPB）(3) 機能・性能j. 消費電力	450W以下とありますが、弊社採用予定機器は定格500Wですが実行電力で450W以下にてお認め願います。	消費電力が定格以下に抑えられるのであれば認めます。
１４	特記仕様書　40P 3.2 IP伝送システム 3.2.1 L3スイッチ(A) (4) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 イ.スイッチング容量　：336Gbps以上　⇒　【変更】104Gbps以上 ウ.転送レート　：180Mbps以上　⇒　【変更】77Mbps以上 エ.外形寸法　：450(W)×250(D)×45(H)mm 以下⇒　【変更】450(D) オ.質量　：4.7kg以下　⇒　【変更】10kg以下	外形寸法および質量についてはラックへの収まり、耐荷重に問題がない場合は認めます。それ以外は仕様書に記載のとおりとします。

番号	質問箇所	質疑事項	回答
１５	特記仕様書　41P 3.2 IP伝送システム 3.2.2 L3スイッチ(C) (4) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 イ.スイッチング容量　：336Gbps以上　⇒　【変更】104Gbps以上 ウ.転送レート　：180Mbps以上　⇒　【変更】77Mbps以上 エ.外形寸法　：450(W)×250(D)×45(H)mm 以下 ⇒　【変更】450(D) オ.質量　：4.4kg以下　⇒　【変更】10kg以下	外形寸法および質量についてはラックへの収まり、耐荷重に問題がない場合は認めます。それ以外は仕様書に記載のとおりとします。
１６	特記仕様書　42P 3.2 IP伝送システム 3.2.3 L2スイッチ(B) (4) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 オ.質量　：2.2kg以下　⇒　【変更】3kg以下	耐荷重に問題がない場合は認めます。
１７	特記仕様書　42P 3.2 IP伝送システム 3.2.4 L2スイッチ(C) (4) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 オ.質量　：2.2kg以下　⇒　【変更】3kg以下	耐荷重に問題がない場合は認めます。
１８	特記仕様書　43P 3.2 IP伝送システム 3.2.6 L2スイッチ (4) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 エ.外形寸法　：266(W)×161(D)×43.6(H)mm 以下　⇒　【変更】270(W)×280(D)×45(H)mm 以下 オ.質量　：1.3kg以下　⇒　【変更】2.2kg以下	ラックへの収まり、耐荷重に問題がない場合は認めます。
１９	特記仕様書　44P 3.2 IP伝送システム 3.2.17 NATルータ (3) 機能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 エ.外形寸法　：266(W)×161(D)×43.6(H)mm 以下　⇒　【変更】270(W)×280(D)×45(H)mm 以下 オ.質量　：1.3kg以下　⇒　【変更】3kg以下	ラックへの収まり、耐荷重に問題がない場合は認めます。
２０	特記仕様書　48P 3.2 IP伝送システム 3.2.17 NATルータ (3) 機能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 オ.冗長構成　：VRRP 、リンクアグリケーション、ネットワークモニタ経路を監視し、異常が発生した場合、自動で経路を切り替え　⇒　【変更】リンクアグリケーション削除 キ.VPN機能　：IPsec(最大128対地以上、EtherIP(最大10対地以上)　⇒　【変更】IPsec(最大 100対地以上)	仕様書に記載のとおりとします。

番号	質問箇所	質疑事項	回答
２１	特記仕様書　48P 3.2 IP伝送システム 3.2.17 NATルータ (4) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 イ.ルーティング性能　　：2.0Gbps以上　⇒　【変更】1.6Gbps以上 ウ.IPsec性能　　：1.2Gbps以上(AES128,SHA2-256利用時)　⇒　【変更】460Mbps以上 エ.外形寸法　　：135 (W)×196(D)×36(H)mm 以下　⇒　【変更】280(W)×200(D)×45(H)mm 以下 オ.質量　　：0.8kg以下　⇒　【変更】1.6kg以下 ク.消費電力　　：7W以下　⇒　【変更】20W以下	外形寸法および質量についてはラックへの収まり、耐荷重に問題がない場合は認めます。それ以外は仕様書に記載のとおりとします。
２２	特記仕様書　50P 3.2 IP伝送システム 3.2.20 専用網通信管理ルータ (3) 機能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 オ.冗長構成　　：VRRP 、リンクアグリケーション、ネットワークモニタ経路を監視し、異常が発生した場合、自動で経路を切り替え　⇒　【変更】リンクアグリケーション削除 キ.VPN機能　　：IPsec(最大128対地以上、EtherIP(最大10対地以上)　⇒　【変更】IPsec(最大 100対地以上)	仕様書に記載のとおりとします。
２３	特記仕様書　50P 3.2 IP伝送システム 3.2.20 専用網通信管理ルータ (4) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 イ.ルーティング性能　　：2.0Gbps以上　⇒　【変更】1.6Gbps以上 ウ.IPsec性能　　：1.2Gbps以上(AES128,SHA2-256利用時)　⇒　【変更】460Mbps以上 エ.外形寸法　　：135 (W)×196(D)×36(H)mm 以下　⇒　【変更】280(W)×200(D)×45(H)mm 以下 オ.質量　　：0.8kg以下　⇒　【変更】1.6kg以下 ク.消費電力　　：7W以下　⇒　【変更】20W以下	外形寸法および質量についてはラックへの収まり、耐荷重に問題がない場合は認めます。それ以外は仕様書に記載のとおりとします。
２４	特記仕様書　50P 3.2 IP伝送システム 3.2.21 衛星ルータ (3) 機能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 オ.冗長構成　　：VRRP 、リンクアグリケーション、ネットワークモニタ経路を監視し、異常が発生した場合、自動で経路を切り替え　⇒　【変更】リンクアグリケーション削除 キ.VPN機能　　：IPsec(最大128対地以上、EtherIP(最大10対地以上)　⇒　【変更】IPsec(最大 100対地以上)	仕様書に記載のとおりとします。

番号	質問箇所	質疑事項	回答
２５	特記仕様書　51P 3.2 IP伝送システム 3.2.21 衛星ルータ (4) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 イ.ルーティング性能　　：2.0Gbps以上　⇒　【変更】1.6Gbps以上 ウ.IPsec性能　　：1.2Gbps以上(AES128,SHA2-256利用時)　⇒　【変更】460Mbps以上 エ.外形寸法　　：210 (W)×177.6(D)×43(H)mm 以下　⇒　【変更】280(W)×200(D)×45(H)mm 以下 オ.質量　　：1.1kg以下　⇒　【変更】1.6kg以下	外形寸法および質量についてはラックへの収まり、耐荷重に問題がない場合は認めます。それ以外は仕様書に記載のとおりとします。
２６	特記仕様書　51P 3.2 IP伝送システム 3.2.22 共用網L2SW (4) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 エ.外形寸法　　：330(W)×230(D)×43.6(H)mm 以下　⇒　【変更】450(W)×250(D)×45(H)mm 以下 オ.質量　　：2.1kg以下　⇒　【変更】2.7kg以下	ラックへの収まり、耐荷重に問題がない場合は認めます。
２７	特記仕様書　52P 3.2 IP伝送システム 3.2.23 端末局ルータ (3) 機能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 オ.冗長構成　　：VRRP 、リンクアグリケーション、ネットワークモニタ経路を監視し、異常が発生した場合、自動で経路を切り替え　⇒　【変更】リンクアグリケーション削除 キ.VPN機能　　：IPsec(最大128対地以上、EtherIP(最大10対地以上)　⇒　【変更】IPsec(最大 100対地以上)	仕様書に記載のとおりとします。
２８	特記仕様書　52P 3.2 IP伝送システム 3.2.23 端末局ルータ (4) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 イ.ルーティング性能　　：2.0Gbps以上　⇒　【変更】1.6Gbps以上 ウ.IPsec性能　　：1.2Gbps以上(AES128,SHA2-256利用時)　⇒　【変更】460Mbps以上 エ.外形寸法　　：135 (W)×196(D)×36(H)mm 以下　⇒　【変更】280(W)×200(D)×45(H)mm 以下 オ.質量　　：0.8kg以下　⇒　【変更】1.6kg以下 ク.消費電力　　：7W以下　⇒　【変更】20W以下	外形寸法および質量についてはラックへの収まり、耐荷重に問題がない場合は認めます。それ以外は仕様書に記載のとおりとします。
２９	特記仕様書　53P 3.2 IP伝送システム 3.2.24 端末局LTEルータ (3) 機能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 オ.冗長構成　　：VRRP 、リンクアグリケーション、ネットワークモニタ経路を監視し、異常が発生した場合、自動で経路を切り替え　⇒　【変更】リンクアグリケーション削除 キ.VPN機能　　：IPsec(最大128対地以上、EtherIP(最大10対地以上)　⇒　【変更】IPsec(最大 100対地以上)	仕様書に記載のとおりとします。

番号	質問箇所	質疑事項	回答
３０	特記仕様書　53P 3.2 IP伝送システム 3.2.24 端末局LTEルータ (4) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 ア.インターフェース　：モバイル：標準SIM マイクロSIM/ ナノ SIM １ポート以上　⇒　【変更】標準SIM、ナノSIM削除 イ.ルーティング性能　：2.0Gbps以上　⇒　【変更】1.6Gbps以上 ウ.IPsec性能　：1.2Gbps以上(AES128,SHA2-256利用時)　⇒　【変更】460Mbps以上 エ.外形寸法　：135 (W)×196(D)×36(H)mm 以下　⇒　【変更】280(W)×200(D)×45(H)mm 以下 オ.質量　：0.8kg以下　⇒　【変更】1.7kg以下 ク.消費電力　：7W以下　⇒　【変更】25W以下	外形寸法および質量についてはラックへの収まり、耐荷重に問題がない場合は認めます。それ以外は仕様書に記載のとおりとします。
３１	特記仕様書　53P 3.2 IP伝送システム 3.2.25 LTE接続ルータ (3) 機能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 キ.VPN機能　：IPsec(最大 5000 対地以上)、EtherIP(最大300 対地以上)　⇒　【変更】Ipsec（最大4000対地以上）	仕様書に記載のとおりとします。
３２	特記仕様書　53P 3.2 IP伝送システム 3.2.25 LTE接続ルータ(4) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 ア.インターフェース　：10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T×18 ポート以上　⇒【変更】16ポート以上 モバイル：標準SIM マイクロ SIM/ ナノ SIM １ポート以上　⇒　【変更】標準SIM、ナノSIM削除 イ.ルーティング性能　：2.0Gbps以上　⇒　【変更】1.6Gbps以上 ウ.IPsec性能　：5Gbps 以上(AES128,SHA2-256 利用時)　⇒　【変更】1.96Gbps以上 エ.外形寸法　：430 (W)×393(D)×43(H) mm 以下　⇒　【変更】450(W)×420(D)×45(H)mm 以下 オ.質量　：5.5kg以下　⇒　【変更】9kg以下 ク.消費電力　：75W以下　⇒　【変更】90W以下	外形寸法および質量についてはラックへの収まり、耐荷重に問題がない場合は認めます。それ以外は仕様書に記載のとおりとします。
３３	特記仕様書　54P 3.2 IP伝送システム 3.2.26 衛星ルータ（県庁用） (3) 機能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 キ.VPN機能　：IPsec(最大 5000 対地以上)、EtherIP(最大300 対地以上)　⇒　【変更】Ipsec（最大4000対地以上）	仕様書に記載のとおりとします。

番号	質問箇所	質疑事項	回答
３４	特記仕様書　54P 3.2 IP伝送システム 3.2.26 衛星ルータ （県庁用） (4) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 ア.インターフェース　：10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T ×18 ポート以上　⇒【変更】16ポート以上 モバイル：標準SIM マイクロ SIM/ ナノ SIM １ポート以上　⇒　【変更】標準SIM、ナノSIM削除 イ.ルーティング性能　：2.0Gbps以上　⇒　【変更】1.6Gbps以上 ウ.IPsec性能　：5Gbps 以上(AES128,SHA2-256 利用時)　⇒　【変更】1.96Gbps以上 エ.外形寸法　：430 (W)×393(D)×43(H) mm 以下　⇒　【変更】450(W)×420(D)×45(H)mm 以下 オ.質量　：5.5kg以下　⇒　【変更】9kg以下 ク.消費電力　：75W以下　⇒　【変更】90W以下	外形寸法および質量についてはラックへの収まり、耐荷重に問題がない場合は認めます。それ以外は仕様書に記載のとおりとします。
３５	特記仕様書　55P 3.2 IP伝送システム 3.2.27 共用網L2SW （県庁用） (4) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 オ.質量　：2.2kg以下　⇒　【変更】3kg以下	耐荷重に問題がない場合は認めます。
３６	特記仕様書　56P 3.2 IP伝送システム 3.2.28 ネットワーク管理装置 (3) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 カ.外形寸法　：440(W)×620(D)×44(H)mm 以下(突起物等除く。)　⇒　490(W)×840(D)×44(H)mm 以下(突起物等除く。)	ラックへの収まりに問題がない場合は認めます。
３７	特記仕様書　14P 2.3 一斉指令システム 2.3.2 機能 (1) 統制局機能 コ.新旧一斉指令システム間連携機能	新総合卓での既設統合サーバを介した既設受令局の指令操作が規定されていますが、既設メーカ以外での実現が困難です。 更新期間中は新旧並行運用とし、極力停止期間が短い時間で切替を実施することで許容をお願いします。	仕様書に記載のとおりとします。
３８	特記仕様書　61P 3.3 一斉指令設備 3.3.3 統合卓 (4) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 ウ.ストレージ容量　320GB以上　⇒　【変更】256GB以上	スペックを下げることになるので仕様書に記載のとおりとします。
３９	特記仕様書　64P 3.3 一斉指令設備 3.3.7 一斉受令端末 (4) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 ウ.ストレージ容量　320GB以上　⇒　【変更】256GB以上	スペックを下げることになるので仕様書に記載のとおりとします。

番号	質問箇所	質疑事項	回答
４０	特記仕様書　68P 3.3 一斉指令設備 3.3.12 放送設備接続 (4) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 エ.音声歪率　　⇒　　【削除】	スペックを下げることになるので仕様書に記載のとおりとします。
４１	特記仕様書　70P 3.3 一斉指令設備 3.3.14 気象XML受信端末 (4) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 ウ.ストレージ容量　320GB以上　　⇒　　【変更】256GB以上	スペックを下げることになるので仕様書に記載のとおりとします。
４２	特記仕様書　72P 3.3 一斉指令設備 3.3.１８ 消防庁一斉受令用PC (4) 性能	機器選定の幅を広げるため以下変更をお認め願います。運用に支障ないと考えます。 ウ.ストレージ容量　320GB以上　　⇒　　【変更】256GB以上	スペックを下げることになるので仕様書に記載のとおりとします。
４３	特記仕様書　17P 2.4 監視制御システム 2.4.2 機能 (5) 既設監視制御システム連携	新統合サーバを通して既設被遠方監視制御装置で監視・制御を行っていた設備の監視・制御を継続すると規定されておりますが、既設メーカ以外での実現が困難です。 運用は影響を最小化するよう考慮し、既設被遠方監視制御装置での設備監視・制御は既設システムに置いて継続するものとし、新旧並行運用をご許容願います。	本項目は、工事期間中の職員による機器監視等の負担を軽減するための記載です。そのため、新旧運用をおこなうことで機器の確認への遅延等支障が発生する可能性があるため仕様書に記載のとおりとします。
４４	特記仕様書　17P 2.4 監視制御システム 2.4.2 機能 (6) 既設監視制御システム連携	新統合卓での既設被遠方監視制御装置で監視・制御を行っていた設備の監視・制御を可能とすることが規定されておりますが、既設メーカ以外での実現が困難です。 運用は影響を最小化するよう考慮し、新旧並行運用をご許容願います。	本項目は、工事期間中の職員による機器監視等の負担を軽減するための記載です。そのため、新旧運用をおこなうことで機器の確認への遅延等支障が発生する可能性があるため仕様書に記載のとおりとします。
４５	特記仕様書　18P 2.4 監視制御システム 2.4.3 特記事項	新統合での既設被遠方監視制御装置で監視・制御を行っていた設備の監視・制御を可能とすることが規定されておりますが、既設メーカ以外での実現が困難です。 運用は影響を最小化するよう考慮し、新旧並行運用をご許容願います。	本項目は、工事期間中の職員による機器監視等の負担を軽減するための記載です。そのため、新旧運用をおこなうことで機器の確認への遅延等支障が発生する可能性があるため仕様書に記載のとおりとします。
４６	特記仕様書　76P 3.4 監視制御設備 3.4.1 統合サーバ （正・副） (3) 機能	ウ.トラフィック収集装置からの統計情報を表示とありますが、電話交換設備での対応とし、監視制御設備側での対応は削除頂くようご許容願います。	複数の画面での確認となり、今後の保守運用に支障をきたす場合があるので仕様書に記載のとおりとします。
４７	特記仕様書　76P 3.4 監視制御設備 3.4.1 統合サーバ （正・副） (3) 機能	エ及びオ. 新システムでの既設被遠方監視制御装置で監視・制御を行っていた設備の監視・制御を可能とすることが規定されておりますが、既設メーカ以外での実現が困難です。 運用は影響を最小化するよう考慮し、新旧並行運用をご許容願います。	本項目は、工事期間中の職員による機器監視等の負担を軽減するための記載です。そのため、新旧運用をおこなうことで機器の確認への遅延等支障が発生する可能性があるため仕様書に記載のとおりとします。

番号	質問箇所	質疑事項	回答
４８	特記仕様書　76P 3.4 監視制御設備 3.4.2 統合卓（正・副） (3) 機能	ウ.トラフィック収集装置からの統計情報を表示とありますが、電話交換設備での対応とし、監視制御設備側での対応は削除頂くようご許容願います。	複数の画面での確認となり、今後の保守運用に支障をきたす場合があるので仕様書に記載のとおりとします。
４９	特記仕様書　76P 3.4 監視制御設備 3.4.2 統合卓（正・副） (3) 機能	エ.新システムでの既設被遠方監視制御装置で監視・制御を行っていた設備の監視・制御を可能とすることが規定されておりますが、既設メーカ以外での実現が困難です。 運用は影響を最小化するよう考慮し、新旧並行運用をご許容願います。	本項目は、工事期間中の職員による機器監視等の負担を軽減するための記載です。そのため、新旧運用をおこなうことで機器の確認への遅延等支障が発生する可能性があるため仕様書に記載のとおりとします。
５０	特記仕様書　77P 3.4 監視制御設備 3.4.3 監視制御装置（大容量） (3) 機能	オ及びカ. DSC回線について規定されておりますが、実際としてはIPネットワークを利用した監視・制御となります。 DSC機能について必須としないようご許容願います。	既設の多重無線設置中継局等との監視・制御情報の伝送にDSC回線を使用しているため、既設設備との接続性を確保する観点から、DSC機能に係る項目は削除せず、仕様書に記載のとおりとします。
５１	特記仕様書　77P 3.4 監視制御設備 3.4.3 監視制御装置（大容量） (4) 性能 a.伝送路インターフェース	(a)DSCインターフェース DSCインターフェースに関しては具備しておりません。機器選定の幅を広げるため同インターフェースに関しては必須としないようご許容願います。	既設の多重無線設置中継局等との監視・制御情報の伝送にDSC回線を使用しているため、既設設備との接続性を確保する観点から、DSCインターフェースに係る項目は削除せず、仕様書に記載のとおりとします。
５２	特記仕様書　78P 3.4 監視制御設備 3.4.4 監視制御装置（小容量） (4) 性能 ア.監視制御部 イ.電源部	活線挿抜の記載がありますが、機器補償のため推奨しておりません。同項目は削除頂くようご許容願います。 電源二重化について記載がありますが、機器選定の幅を広げるため削除頂くようご許容願います。	保守作業時においても監視・制御機能の継続性を確保する必要があるため、活線挿抜および電源二重化に係る項目は削除せず、仕様書に記載のとおりとします。
５３	特記仕様書　79P 3.4 監視制御設備 3.4.4 監視制御装置（小容量） (3) 機能	オ及びカ. DSC回線について規定されておりますが、実際としてはIPネットワークを利用した監視・制御となります。 DSC機能について必須としないようご許容願います。	既設の多重無線設置中継局等との監視・制御情報の伝送にDSC回線を使用しているため、既設設備との接続性を確保する観点から、DSC機能に係る項目は削除せず、仕様書に記載のとおりとします。
５４	特記仕様書　79P 3.4 監視制御設備 3.4.4 監視制御装置（小容量） (4) 性能 a.伝送路インターフェース	(a)DSCインターフェース DSCインターフェースに関しては具備しておりません。機器選定の幅を広げるため同インターフェースに関しては必須としないようご許容願います。	既設の多重無線設置中継局等との監視・制御情報の伝送にDSC回線を使用しているため、既設設備との接続性を確保する観点から、DSCインターフェースに係る項目は削除せず、仕様書に記載のとおりとします。

番号	質問箇所	質疑事項	回答
５５	特記仕様書　79P 3.4 監視制御設備 3.4.4 監視制御装置 （小容量） (4) 性能 ア.監視制御部 イ.電源部	活線挿抜の記載がありますが、機器補償のため推奨しておりません。同項目は削除頂くようご許容願います。 電源二重化について記載がありますが、機器選定の幅を広げるため削除頂くようご許容願います。	保守作業時においても監視・制御機能の継続性を確保する必要があるため、活線挿抜および電源二重化に係る項目は削除せず、仕様書に記載のとおりとします。
５６	特記仕様書　88P 3.5 電話交換システム 3.5.7 業務用構内電話交換機 (3) 機能 ア　交換方式 ①　通話路方式	局線中継台着信方式の中継台は今回の構成に無いため、参考仕様と考えてよろしいでしょうか。	将来的に中継台の導入も想定されるため、 記載のとおりの仕様での導入をお願いします。
５７	特記仕様書　88P 3.5 電話交換システム 3.5.7 業務用構内電話交換機 (3) 機能 イ　信頼性	①：交換機の冗長化構成は、2重化構成を採用していれば信頼性は担保できますので、たすき掛け構成をとらない形式でご許容をお願いします。 イ②：２重化部分が切り替わり、運用が継続できますので、交換時の活線挿抜の仕様は参考仕様と考えてよろしいでしょうか。 イ④：運用を考慮し、通信用のポートとメンテナンス用のポートが分かれる構成であればよろしいでしょうか。	仕様書のとおりとします
５８	特記仕様書　89P 3.5 電話交換システム 3.5.7 業務用構内電話交換機 (3) 機能 キ　電話交換機サービス機能 内線代表	記載のグループあたりの内線数およびグループ数は既設交換機メーカの独自仕様となります。 1グループあたり36内線、グループ数500程で運用仕様に支障がない場合は、参考仕様と解釈させて頂いてよろしいでしょうか。	災害対応時等の緊急対応時に内線数が不足しないと認められない場合は仕様書に記載のとおりとします。
５９	特記仕様書　90P 3.5 電話交換システム 3.5.7 業務用構内電話交換機 (3) 機能 キ　電話交換機サービス機能 ダイヤル番号表示	「ダイヤルした番号を右から左へシフトしながら表示できること。」は特定メーカの独自仕様となりますので、運用仕様に支障がない場合は、参考仕様と解釈させて頂いてよろしいでしょうか。	ダイヤルした番号がディスプレイ上に表示される機器を導入してください。

番号	質問箇所	質疑事項	回答
６０	特記仕様書　91P 3.5 電話交換システム 3.5.7 業務用構内電話交換機 (3) 機能 キ　電話交換機サービス機能 ソフトキー対応	特定メーカの仕様となりますので、運用仕様に支障がない場合は、参考仕様と解釈させて頂いてよろしいでしょうか。	こちらの希望する機能があれば認めます。
６１	特記仕様書　91P 3.5 電話交換システム 3.5.7 業務用構内電話交換機 (3) 機能 コ　環境条件	相対湿度について屋内設置ですので、納入予定機器仕様[相対湿度85%」で問題ないと考えますため、ご許容をお願いします。	運用上問題ないと認められる場合は認めます。
６２	特記仕様書　91P 3.5 電話交換システム 3.5.7 業務用構内電話交換機 (4) 交換機用直流電源装置（業務用構内交換機用） 仕様	「インバータへの供給」については特定メーカの仕様となります。 交換機用蓄電池と必要な付帯装置用UPSによる運用としてよろしいでしょうか。	電源設計・機能への影響を考慮し、仕様書に記載のとおりとします。
６３	特記仕様書　92P 3.5 電話交換システム 3.5.7 業務用構内電話交換機 (8) 料金管理装置（業務用構内交換機用）	ウ：特定メーカの仕様となります。 以下の仕様で運用仕様に支障がない場合は、参考仕様と解釈させて頂いてよろしいでしょうか。 ●納入予定機器仕様 ・部門群コード数：255件 ・部門コード数　：511件 ・内線数　：4,096件	同等程度の仕様であれば認めます。
６４	特記仕様書　95P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.1 消防用可搬型無線装置 (1)　概要	150MHz帯アナログ無線機と260MHz帯デジタル無線機は別々に納入する形となります。 運用に支障のない範囲で各メーカ毎の操作性・性能差異はご許容お願いします。	別メーカ性でも操作性に差異がなく通信運用に支障がない場合は認めます。
６５	特記仕様書　95P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.1 消防用可搬型無線装置 (2)　構造 ア	装置背面に電源入力端子を備えているものとすると有りますが、採用予定無線機は装置側面に実装かつ電源入力に関してはバッテリ運用との切替SWによる切替での対応となります。ご許容お願いします。	仕様書に記載のとおりとします。

番号	質問箇所	質疑事項	回答
６６	特記仕様書　95P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.1 消防用可搬型無線装置 (2)　構造 カ	単信の場合はスピーカマイク接続となるため、IPX2を満足しますが、複信運用の場合はハンドセットとなるため防水性能は有りません。その場合は可搬時に防水性能IPX2を満たすケースに収容する形で満たすことでご許容お願いします。	仕様書の内容を満たすものであれば認めます。
６７	特記仕様書　95P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.1 消防用可搬型無線装置 (3)　機能 ア、ウ、エ	150MHz帯アナログ無線機と260MHz帯デジタル無線機は別々に納入する形となります。 同一機器前提の仕様は適応外となることを許容願います。	別メーカ性でも操作性に差異がなく通信運用に支障がない場合は認めます。
６８	特記仕様書　96P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.1 消防用可搬型無線装置 (3)　機能 シ	誤操作を防止するためのチャネル操作ロック機能は有りませんが、誤って操作した場合においてもチャネル読み上げを行い設定されているCHの音声ガイダンスを行う仕様にてご許容お願いします。	誤操作を防止するためのものなのでチャンネルロックがない場合は蓋を取り付ける等誤操作防止措置をとることとします。
６９	特記仕様書　96P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.1 消防用可搬型無線装置 (3)　機能 チ、ツ、テ、ト	バッテリ(大容量電池)の充電装置は装置内蔵ではなく外付け機器での対応となりますので運用中の充電には対応していません。予備バッテリを納入することで現用バッテリの充電が無くなった際に予備バッテリと交換しての長時間運用を行うことでご許容お願いします。	仕様書に記載のとおりとします。
７０	特記仕様書　96P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.1 消防用可搬型無線装置 (3)　機能 ナ、ニ	充電状態及び充電状態の異常は外付け装置であるバッテリ充電器での対応となります。ご許容お願いします。	仕様書に記載のとおりとします。
７１	特記仕様書　96P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.1 消防用可搬型無線装置 (4)　性能 ア	外形寸法、質量及び連続使用可能時間は仕様規定はメーカ仕様によることでご許容お願いします。 参考：可搬無線機本体寸法及び質量(バッテリ含む)：165(H)×225(W)×285(D)mm程度及び8.5kg(単信時)・9.5kg(複信時)以下。連続使用可能時間AC供給時は供給元の電源設備が断とならない限り連続使用可能。バッテリ運用時6時間以上(送信1,受信1,待受18の繰返し状態)又は4時間以上(送信1,受信3の繰返し状態)	仕様書に記載のとおりとします。

番号	質問箇所	質疑事項	回答
７２	特記仕様書　97P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.1 消防用可搬型無線装置 (4)　性能 150MHz帯アナログ送受信部	150MHz帯アナログ無線機と260MHz帯デジタル無線機が同一装置という構成は特定メーカの仕様となります。 150MHz帯アナログ無線機と260MHz帯デジタル無線機は別々に納入する形となります。 150MHz帯アナログ無線機は防災相互連絡波出通信が可能なもので、別添1仕様とします。	別メーカ性でも操作性に差異がなく通信運用に支障がない場合は認めます。
７３	特記仕様書　98,99P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.4 消防用車載型無線装置 (2)　構造　オ　及び (3)機能　イ	当社の車載無線機では、スピーカの設置レイアウトの自由度を高めるために、内蔵スピーカではなく、外部スピーカを添付しております。ご許容お願いします。	音声の劣化等がなく仕様書に記載の同等品以上であれば認めます。
７４	特記仕様書　99P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.4 消防用車載型無線装置 (3)　機能 ア、ウ、エ	150MHz帯アナログ無線機と260MHz帯デジタル無線機は別々に納入する形となります。 同一機器前提の仕様は適応外となることを許容願います。	別メーカ性でも操作性に差異がなく通信運用に支障がない場合は認めます。
７５	特記仕様書　99P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.4 消防用車載型無線装置 (3)　機能 サ	採用予定機器はでは免許状との乖離を懸念して、送信出力の自律出力制御機能は設けておりませんが、ご許容お願いします。	制御機能がない場合でも運用上支障がなく使用できるものであれば認めます
７６	特記仕様書　99P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.4 消防用車載型無線装置 (3)　機能 ス	誤操作を防止するためのチャネル操作ロック機能は有りませんが、誤って操作した場合においてもチャネル読み上げを行い設定されているCHの音声ガイダンスを行う仕様にてご許容お願いします。	誤操作を防止するためのものなのでチャンネルロックがない場合は蓋を取り付ける等誤操作防止措置をとることとします。
７７	特記仕様書　99,100P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.4 消防用車載型無線装置 (4)　性能 ア 一般仕様	外形寸法及び電源電圧、消費電力は仕様規定は各社メーカ標準仕様によることでご許容お願いします。 参考：車載無線機本体（操作部除く）寸法：49(H)×160(W)×194.5(D)mm程度・突起物除く。電源電圧はDC+13.8V±10%及び+27.6V±10%、消費電流5.5A以下(送信出力5W、13.8V時)。	仕様書の内容と大きな乖離がない場合は認めます。

番号	質問箇所	質疑事項	回答
７８	特記仕様書 100,101P 3.7 260MHz デジタル移動無線設備 3.7.4 消防用車載型無線装置 (4)　性能 ウ 150MHz帯アナログ送受信部	150MHz帯アナログ無線機と260MHz帯デジタル無線機が同一装置という構成は特定メーカの仕様となります。 150MHz帯アナログ無線機と260MHz帯デジタル無線機は別々に納入する形となります。 150MHz帯アナログ無線機は防災相互連絡波出通信が可能なもので、別添2仕様とします。	別メーカ性でも操作性に差異がなく通信運用に支障がない場合は認めます。
７９	特記仕様書　101P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.7 消防用携帯型無線装置 (2)　構造 ア	ヘルメットのイヤホンとマイクを使用し、送受話を可能とする専用の接続アダプタも添付するとのことですが、積算に際し当該アダプタの仕様・メーカ等の情報を開示願います。	接続アダプタについては、携帯無線機と航空隊が使用するヘルメット（インカム機器）間を接続整合するものとなります。 よって仕様等については契約後、納入予定される携帯無線機と航空インカム関係機器他を確認整合、承諾のうえ製作、納入願います。
８０	特記仕様書　103P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.7 消防用基地局装置 (2)　構造 ク	基地局無線装置から遠隔制御器での直接接続での複数チャネルの制御は行えないため、チャネルごとに無線架を分けるかたちでご許容お願いします。	本装置は遠隔制御器等と接続し、消防防災関係機関と円滑な通信を行う装置であるため、仕様書のとおりとします
８１	特記仕様書　104P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.7 消防用基地局装置 (2)　構造 キ b 監視	当社納入外の局舎内他装置のアラームを監視する場合は障害時に無電圧接点出力で受け渡し出来る機器に限ります。	監視機能が確保されないため仕様書のとおり対応願います。
８２	特記仕様書　104P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.7 消防用基地局装置 (2)　構造 コ	基地局無線装置から遠隔制御器での直接接続での複数チャネルの制御は行えないため、チャネルごとに無線架を分けるかたちでご許容お願いします。	本装置は遠隔制御器等と接続し、消防防災関係機関と円滑な通信を行う装置であるため、仕様書のとおりとします
８３	特記仕様書　104P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.7 消防用基地局装置 (4)　性能 エ　b 数量	基地局無線装置から遠隔制御器での直接接続での複数チャネルの制御は行えないため、チャネルごとに無線架を分けるかたちでご許容お願いします。	本装置は遠隔制御器等と接続し、消防防災関係機関と円滑な通信を行う装置であるため、仕様書のとおりとします

番号	質問箇所	質疑事項	回答
８４	特記仕様書　107P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.12 遠隔制御器 (4) 性能 ア　外形寸法	外形寸法の仕様規定は各社メーカ標準仕様によることでご許容お願いします。 参考：寸法：101(H)×120(W)×260(D)mm以下・突起物除く。	収容上問題なければ認めます
８５	特記仕様書　107P 3.7 260MHzデジタル移動無線設備 3.7.12 遠隔制御器 (4) 性能 エ　回線数	遠隔制御装置1台につき1CHの回線接続で宜しいでしょうか？	1CH仕様の遠隔制御器の場合は、必要無線CH数に応じた遠隔制御器の台数を設置してください。
８６	参考数量表　41 設計図　10 細目別明細書（危機管理センタ） 及び 一斉系システム系統図(更新後)	細目別明細書では特記仕様書記載の遠隔制御装置が有りませんが、設計図ではIP変換装置(F)経由での接続となっているため、当該機器での接続にて台数は2台で宜しいでしょうか？また、22項の回答にもよりますが、設置場所毎で異なる運用波を遠隔制御装置から制御する場合はIP変換装置含めて各4台必要となります。	ご指摘のとおりです。
８７	参考数量表　58 設計図　30 細目別明細書（岩根山中継局） 及び システム系統図(更新後)	細目別明細書及び設計図ではIP変換装置(F)経由1台での接続となっていますが、危機管理センタに2台当該装置があるため2台設置で宜しいでしょうか(また23項の回答により危機管理センタに当社機器は4台設置の場合は岩根山中継局側は4台設置+中継制御装置2台設置となります)	ご指摘のとおりです。
８８	参考数量表　58 設計図　30 細目別明細書（岩根山中継局） 及び システム系統図(更新後)	特記仕様書では共用装置、同軸避雷器、空中線の仕様記載が有りますが、細目別明細書及び設計図では既設流用となっております。どちらの記載が正しいでしょうか？	2階平面図に記載のとおりです
８９	特記仕様書　25P 2.8 多重無線システム 2.8.1 構成	装置構成に関しては製造業者により異なる部分はあります。 国電通仕第53号 「6.5/7.5/12GHz帯4PSK多重無線装置（簡易型）仕様書」に準拠した装置の整備にてご許容願います。	仕様書に記載のとおりとします。
９０	特記仕様書　109P 3.8 多重無線設備 3.8.1　7.5GHz帯簡易型多重無線装置(13MB) (1)概要	工事設計認証等を取得した装置との記載ですが、弊社採用予定機器に関しては取得しておりませんので、請負者側で登録点検などを実施し免許認可を受けることで許容願います。	その認識で問題ございません。 仕様を満たすものであれば認めます。

番号	質問箇所	質疑事項	回答
９１	特記仕様書　109P 3.8 多重無線設備 3.8.1　7.5GHz帯簡易型多重無線装置（13MB） (2)構造・構成	装置構成に関しては製造業者により異なる部分はあります。 国電通仕第53号 「6.5/7.5/12GHz帯4PSK多重無線装置（簡易型）仕様書」に準拠した装置の整備にてご許容願います。	既設多重無線装置と異なる機器となるので仕様書に記載のとおりとします。
９２	特記仕様書　109P 3.8 多重無線設備 3.8.1　7.5GHz帯簡易型多重無線装置（13MB） (3)機能	オ.適応変調を有するとありますが、次項の仕様で書かれている４相位相変調方式（4PSK）で変調方式が規定されており、変調方式の変動は不要となります。 同機能は必須でないことを許容願います。	仕様書に記載のとおりとします。
９３	特記仕様書　109P 3.8 多重無線設備 3.8.1　7.5GHz帯簡易型多重無線装置（13MB） (4)仕様	ウ.送信最大出力　回線構築可能を条件に最大出力0.5Wを許容願います。 オ.記載の準同期検波方式に加え、同期検波方式もお認め願います。運用に支障はございません。 コ.サイズ　機器選定の幅を広げるため、1U以上の寸法もご許容願います。	仕様書に記載のとおりとします。
９４	特記仕様書　109P 3.8 多重無線設備 3.8.2 7.5GHz帯パラボラアンテナ	回線構築にあたり、据付の強度検討を条件に2.0mφも許容いただけるようお願いします。 機器スペックも2.0mφによるものとします。	アンテナ経を変更することにより新たに屋上耐荷重等の見直しが必要となり事業遅延リスクのため仕様書に記載のとおりとします。
９５	特記仕様書　110P 3.9 監視カメラ設備 3.9.1 屋外IP監視カメラ (3) 機能・性能等（カメラ）	g.動作範囲　　垂直角に関し、採用予定機種が0°～180°となります。同仕様でもご許容をお願いします。 J.画像圧縮方式　　運用上支障はございませんので、「H.265」ではなく「M-JPEG」仕様をお認め願います。 K.外形寸法　　採用予定機種の寸法φ250mm×250mm以下にてご許容願います。 L.質量　採用予定機種の質量5kg以下をご許容願います。	仕様書と同等以上であるならば認めます。
９６	特記仕様書　112P 3.9 監視カメラ設備 3.9.3 カメラ管理サーバ (3) 機能・性能等	c.補助記憶装置　　採用予定の構成で別途録画用のサーバを設けますので、同装置については300GB以上にて許容願います。	別サーバー設置により仕様書以上の容量が確保できるのであれば認めます。
９７	特記仕様書　112P 3.9 監視カメラ設備 3.9.4 カメラ操作端末 (3) 機能・性能	i.質量　　採用予定機種の質量3kg以下をご許容願います。	耐荷重に問題がない場合は認めます。
９８	特記仕様書　113P 3.9 監視カメラ設備 3.9.4 カメラ映像受信端末	採用予定機種が仕様書記載のPCベースではなく専用装置となりますので、仕様書記載のスペックが適用できません。 専用装置の場合は同仕様の除外をお認め願います。	仕様書に記載のとおりとします。

番号	質問箇所	質疑事項	回答
９９	特記仕様書　24P 2.7 映像配信システム 2.7.2 機能 （３） 映像配信コンテンツ	調達仕様に記載のあるPC上での再生映像を配信する形となります。 条件①～④について、エンコーダ設定によりますので同条件は必須でないことをご許容願います。	仕様書に記載のとおりとします。
１００	特記仕様書　115P 3.10 映像配信設備 3.10.3 映像配信用エンコーダ (3)機能・性能等	c.画像圧縮方式　　H.265の記載ですが、採用予定機種が「H.265」を具備しておりません。 運用に支障はございませんので、「H.265」は必須でないことをご許容願います。	仕様書に記載のとおりとします。
１０１	特記仕様書　117P 3.10 映像配信設備 3.10.8 混合器 (3)機能・性能	a.入出力端子　　採用予定機種の仕様がF型（IN2、OUT1）の仕様です。運用上支障ございませんのでご許容願います。	仕様書と同等以上であるならば認めます。